

平成26年度

学 生 便 覧



広島大学大学院理学研究科

学 年 暦

前 期	春季休業	4 月 1 日～4 月 8 日
	入学式	4 月 3 日
	授業	4 月 9 日～7 月 31 日
	夏季休業	8 月 1 日～9 月 30 日
	秋季学位記授与式	9 月 25 日
後 期	秋季入学式	10 月 1 日
	授業	10 月 1 日～12 月 23 日
	創立記念日	11 月 5 日
	冬季休業	12 月 24 日～翌年 1 月 7 日
	授業	1 月 8 日～2 月 11 日
	学年末休業	2 月 12 日～3 月 31 日
	学位記授与式	3 月 23 日

授 業 時 間 割

時 限	時 間
1	8:45～9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

9 ※	16:20～17:05
10 ※	17:10～17:55

※印を付した時限は、45 分授業を実施する場合の時限を示す。

目 次

学年暦，授業時限制（表紙裏面）

○ 広島大学の理念，広島大学大学院の理念，理学研究科の理念・目標・・・	1
○ 広島大学大学院理学研究科・理学部関係の沿革・・・	2
○ 広島大学大学院理学研究科・理学部組織表・・・	6
○ 月別主要日程表・・・	8

○教育方法及び内容等

1 教育課程について・・・	9
2 広島大学大学院規則・・・	10
3 広島大学大学院理学研究科細則・・・	25
・各専攻の教育研究上の目的(別表第1)・・・	30
・理学研究科授業科目表(別表第2)・・・	31
4 広島大学大学院理学研究科細則の理学研究科授業科目（別表第2） で示す各専攻授業科目一覧表下の「(注2)必修，選択必修（1科目） 及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は，○○専攻の承認を 得て，選択必修と合計して○単位まで，修了要件に加えることがで きる。」に係る修了要件算入の願い出様式・・・	40
5 広島大学大学院共通授業科目に関する細則・・・	41
6 大学院共通授業科目等について・・・	44
7 生命動態システム科学推進拠点プログラムについて・・・	49
8 履修手続・成績・修了について・・・	50
9 修士論文の提出・審査について・・・	52
10 教育職員専修免許状の取得について・・・	53
11 広島大学学位規則・・・	56
12 広島大学学位規則理学研究科内規・・・	62
13 博士学位請求論文受理手続マニュアルについて・・・	63
14 博士学位請求論文の提出・審査について・・・	64

○学生生活

1 学生への連絡・通知等について・・・	77
2 平成26年度の各専攻長について・・・	78
3 各専攻の大学院チューター名簿について・・・	78
4 学内の様々な相談施設等について・・・	79
5 広島大学学生情報システム「学生情報の森 もみじ」について・・・	79
6 学生関係の事務窓口等について・・・	80
7 学生教育研究災害傷害保険(学研災)+付帯賠償責任保険について・・・	81
8 構内駐車証の申請および交通規制について・・・	81
9 事件・事故の報告について・・・	81
10 気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の 場合における授業等の取扱いについて・・・	82

○諸規程

1	広島大学通則	83
2	広島大学学生交流規則	98
3	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	102
4	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	104
5	広島大学学生表彰規則	107
6	広島大学学生懲戒指針	109
7	広島大学学生生活に関する規則	116
8	広島大学授業料等免除及び猶予規則	118
9	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	122
10	広島大学研究生規則	127
11	広島大学外国人研究生規則	130
12	広島大学科目等履修生規則	134
13	広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	137
14	学業に関する評価の取扱いについて	139
15	広島大学長期履修の取扱いに関する細則	141
16	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	143
17	広島大学学生証取扱細則	145
18	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	147

○その他

1	日本学術振興会特別研究員	149
2	広島大学大学院理学研究科概要	150
3	理学研究科教員一覧	156
4	理学研究科・理学部建物配置図	162
5	東広島キャンパス配地図	182

広島大学の理念

Guiding Principles of Hiroshima University

1. 平和を希求する精神
Pursuit of peace.
2. 新たなる知の創造
Creation of new forms of knowledge.
3. 豊かな人間性を培う教育
Nurturing of well-rounded human beings.
4. 地域社会・国際社会との共存
Collaboration with the local, regional and international community.
5. 絶えざる自己変革
Continuous self-development.

広島大学大学院の理念

本学大学院は、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存及び絶えざる自己変革という広島大学の5原則に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を極めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

広島大学大学院理学研究科の理念・目標

理学は、自然の真理を探究し、自然界に存在する普遍的原理を明らかにしようとする基礎科学であり、自然界に対する人類の知的探求によって創出された自然科学の基盤をなす。このような考えに基づき、本研究科は次の理念・目標を掲げる。

(理念)

- 自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明に向けて、純粋科学の教育研究を推進する。
- 未来を切り開く新たな知を創造・発展させ、これを継承する。
- 教育研究成果を通して社会に貢献する。

(目標)

- 自然の真理解明に向けた教育研究活動を展開し、独創性の高い多様な基礎科学を創造し発展させる。教育研究成果を国際社会に公開発信し還元する。
- 専門的研究活動を通して課題探究能力および問題解決能力を高め、基礎科学のフロンティアを切り開く研究者、高度の専門的知識と技能を身につけた技術者、リーダーとなって活躍する力量ある教育者を多数養成する。

広島大学大学院理学研究科・広島大学理学部関係の沿革

◇理学部は、元広島文理科大学（昭和4年創設）の数学科、物理学科、化学科、生物学科、地学科及び附属臨海実験所を基盤として、組織されたものである。

○昭和24年5月31日 広島大学設置（昭和24年法律第150号）

その学部は、理学部ほか5学部と定められた。

なお、大学の附置研究所として、理論物理学研究所が置かれた。

理学部の設置当時の構成は、次のとおり。

数 学 科……5講座

物 理 学 科……6講座

化 学 科……6講座

生 物 学 科……6講座（動物学専攻、植物学専攻に分かれる。）

地 学 科……3講座

附属臨海実験所

○昭和28年4月1日 広島大学大学院理学研究科（修士課程・博士課程）設置
（昭和28年法律第25号）（昭和28年政令第51号）

大学院理学研究科設置当時の構成は、次のとおり。

数 学 専 攻（修士課程・博士課程）

物 理 学 専 攻（修士課程・博士課程）（理論物理学研究所を含む。）

化 学 専 攻（修士課程・博士課程）

動 物 学 専 攻（修士課程・博士課程）

植 物 学 専 攻（修士課程・博士課程）

地質学鉱物学専攻（修士課程・博士課程）

○昭和29年4月1日 地学科に岩石学講座増設

○昭和29年9月7日 国立大学の学部になれる講座（大学院に置かれる研究科の基礎となるものとする。）の種類及びその数は、次のとおり定められた。
（昭和29年省令第23号）

理 学 部

数 学……5講座

物 理 学……6講座

化 学……6講座

生 物 学……6講座

地 学……4講座

○昭和32年4月1日 附属微晶研究施設設置（昭和32年省令第7号）

○昭和34年4月1日 化学科に高分子化学講座増設（昭和34年省令第7号）

○昭和35年4月1日 理論物理学研究所に研究部門「場の理論・時間空間構造」増設

○昭和36年4月1日 数学科に数理統計学講座増設（昭和36年省令第8号）

- 昭和 39 年 4 月 1 日 物性学科増設（昭和 39 年省令第 12 号）
- 昭和 40 年 4 月 1 日 物性学科に磁性体講座，界面物性講座及び金属物性講座設置（昭和 40 年省令第 20 号）
理論物理学研究所の研究部門「重力・時間空間理論」を「重力理論」に，「場の理論・時間空間構造」を「場の理論」に改称，「時間空間理論」増設（昭和 40 年省令第 21 号）
- 昭和 41 年 4 月 1 日 物性学科に放射線物性講座及び半導体講座増設（昭和 41 年省令第 23 号）
- 昭和 42 年 4 月 1 日 数学科に整数論講座及び位相数学講座を，物性学科に非金属物性講座及び高分子物性講座を増設（昭和 42 年省令第 3 号）
- 昭和 42 年 6 月 1 日 附属両生類研究施設設置（昭和 42 年省令第 11 号）
- 昭和 43 年 4 月 1 日 数学科に微分方程式講座増設（昭和 43 年省令第 17 号）
理学研究科物性学専攻（修士課程）増設（昭和 43. 3. 30 学大第 32 の 16 号）
- 昭和 44 年 4 月 1 日 数学科に確率論講座，化学科に反応有機化学講座及び天然物有機化学講座増設（昭和 44 年省令第 14 号）
- 昭和 45 年 4 月 1 日 化学科に構造化学講座増設（昭和 45 年省令第 14 号）
理学研究科物性学専攻（博士課程）（昭和 43. 3. 30 学大第 32 の 16 号）
- 昭和 46 年 4 月 1 日 化学科に錯体化学講座増設（昭和 46 年省令第 19 号）
- 昭和 48 年 4 月 12 日 理論物理学研究所に研究部門「宇宙論」増設（昭和 48 年省令第 8 号）
- 昭和 49 年 4 月 11 日 附属宮島自然植物実験所設置（昭和 49 年省令第 13 号）
- 昭和 52 年 4 月 18 日 附属植物遺伝子保管実験施設設置（昭和 52 年省令第 11 号）
- 昭和 56 年 4 月 1 日 附属両生類研究施設に「生理生態学研究部門」（客員部門）増設
- 昭和 59 年 4 月 1 日 附属両生類研究施設に「進化生化学研究部門」増設（10 年時限）
- 昭和 62 年 5 月 21 日 生物学科に分子遺伝学講座増設（昭和 62 年省令第 19 号）
- 昭和 63 年 4 月 8 日 生物学科に細胞構築学講座増設（昭和 63 年省令第 16 号）
- 平成元年 5 月 29 日 物性学科に光物性講座増設（平成元年省令第 25 号）
附属両生類研究施設に「形質発現機構研究部門」増設（平成元年文高大第 191 号）
- 平成 2 年 6 月 8 日 理論物理学研究所廃止（平成 2 年政令第 130 号）
（京都大学基礎物理学研究所に統合）
- 平成 3 年 9 月 30 日 理学部が東広島市統合移転地に移転を完了（一部の附属施設を除く。）
- 平成 4 年 1 月 31 日 附属両生類研究施設が東広島市統合移転地に移転を完了
- 平成 4 年 3 月 31 日 附属植物遺伝子保管実験施設が東広島市統合移転地に移転を完了

- 平成4年4月1日 地学科を地球惑星システム学科に改称（平成4年省令第9号）
- 平成4年4月10日 地球惑星システム学科の地史学講座を地球環境進化学講座に，岩石学講座を地球造構学講座に，鉱物学講座を地球惑星物質学講座に，鉱床学講座を地球惑星物質循環学講座にそれぞれ改称（平成4年省令第16号）
- 平成5年4月1日 生物学科を生物科学科に改称（平成5年省令第10号）
 生物科学科に置かれる講座は，「発生生物学講座，原生生物学講座，情報生理学講座，分類・生態学講座，機能生化学講座及び細胞構築学講座」となった。（平成5年省令第18号）
 地球惑星システム学科に地球惑星内部物理学講座増設（平成5年省令第18号）
 大学院理学研究科遺伝子科学専攻（修士課程）（独立専攻）増設（平成5年文高第113号）
 大学院理学研究科の動物学専攻及び植物学専攻を生物科学専攻に改称（平成5年学高第16号）
 大学院理学研究科に遺伝子発現機構学講座，分子形質発現学講座及び遺伝子化学講座設置（平成5年省令第18号）
- 平成6年4月1日 附属両生類研究施設の「進化生化学研究部門」が時限到来により廃止
- 平成6年6月24日 附属両生類研究施設に「種形成機構研究部門」増設（10年時限）
- 平成7年4月1日 大学院理学研究科遺伝子科学専攻（博士課程）（独立専攻）を設置
- 平成8年4月1日 大学院理学研究科の地質学鉱物学専攻が地球惑星システム学専攻に改称（平成8年学高第10の3号）
- 平成8年5月11日 附属微晶研究施設が廃止（平成8年省令第18号）
- 平成9年4月1日 大学院理学研究科に粒子線科学講座設置（平成9年省令第15号）
- 平成10年4月1日 物理学科と物性学科を改組・再編して物理科学科に改称
 大学院理学研究科の物理学専攻と物性学専攻を改組・再編して物理科学専攻に改称
- 平成11年4月1日 附属両生類研究施設に「分化制御機構研究部門」新設
 附属両生類研究施設の「形質発現機構研究部門」が時限到来により廃止
 理学研究科の整備（大学院重点化）
 （数学専攻，化学専攻，数理分子生命理学専攻）
- 平成12年4月1日 理学研究科の整備（大学院重点化）
 （物理科学専攻，生物科学専攻，地球惑星システム学専攻）
 学部附属施設の研究科附属施設への移行
 （臨海実験所，宮島自然植物実験所，両生類研究施設，植物遺伝子保管実験施設）
- 平成16年4月1日 国立大学法人「広島大学」に移行

附属両生類研究施設の「種形成機構研究部門」が時限到来により転換され、
「多様化機構研究部門」増設

○平成 18 年 4 月 1 日 数学専攻の協力講座「総合数理講座」を基幹講座化
数理分子生命理学専攻の協力講座「応用数理講座」廃止

○平成 19 年 4 月 1 日 附属理学融合教育研究センター設置

○平成 25 年 3 月 1 日 附属両生類研究施設の研究活動の活性化と研究者の流動化を目的とし、
「発生研究グループ」「遺伝情報・環境影響研究グループ」「進化多様性・生命サイクル研究グループ」「生理生態学研究部門（客員研究部門）」
に再編成

広島大学大学院理学研究科・広島大学理学部の組織表

(1) 学科・専攻・講座

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

学 部	大 学 院
数学科目 数 学	数学専攻 代数数理 多様幾何 数理解析 確率統計 総合数理
物理科学科目 物理科学	物理学専攻 宇宙・素粒子科学 物性科学 放射光科学
化学科目 化 学	化学専攻 分子構造化学 分子反応化学
生物科学科目 生物科学	生物学専攻 動物科学 植物生物学 多様性生物学 植物遺伝子資源学
地球惑星システム学科目 地球惑星システム学	地球惑星システム学専攻 地球惑星システム学 数理分子生命理学専攻 数理計算理学 生命理学

(2) 附属教育研究施設

附属臨海実験所

附属宮島自然植物実験所

附属両生類研究施設

附属植物遺伝子保管実験施設

附属理学融合教育研究センター

(3) 学生定員（入学定員）

学 部		大 学 院		
学 科	定 員	専 攻	定 員	
			博士課程 前 期	博士課程 後 期
数 学 科	4 7	数 学 専 攻	2 2	1 1
物 理 科 学 科	6 6	物 理 科 学 専 攻	3 0	1 3
化 学 科	5 9	化 学 専 攻	2 3	1 1
生 物 科 学 科	3 4	生 物 科 学 専 攻	2 4	1 2
地球惑星システム学科	2 4	地球惑星システム 学専攻	1 0	5
		数理分子生命理学 専攻	2 3	1 1
計	2 3 0	計	1 3 2	6 3
（ 編 入 学 ）	(10)			

月 別 主 要 日 程 表

月	教 務 全 般	授業料免除・奨学金等	そ の 他
4	前期（4月1日～9月30日） 前期履修登録 研究指導届提出	前期授業料免除申請（新入生） 奨学金（在学採用）申請 日本学生支援機構在学届提出	交通安全講習会 定期健康診断 学術振興会特別研究員募集 前期授業料振込
5		入学料免除結果通知	前期教育実習
6		前期授業免除結果通知	前期教育実習
7		後期授業免除申請用紙交付 奨学生採用決定通知	
8	夏季休業		
9	夏季休業 前期成績発表 9月修了学位記授与式	後期授業料免除申請 奨学金（予約採用）申請	後期教育実習
10	後期（10月1日～3月31日） 後期履修登録 研究指導届提出（変更がある場合）		後期教育実習 後期授業料納付 希望進路「My もみじ」入力
11	本学創立記念日（11月5日）	後期授業免除結果通知 奨学金満了者返還説明会	教育職員免許状授与申請 大学祭・理学研究科公開
12	冬季休業		
1	修士論文題目提出 博士課程後期進学願書提出 博士学位申請	前期授業免除申請用紙交付 奨学金借用証書提出 奨学金返還免除申請	
2	修士論文提出 修士論文・博士論文発表会 学年末休業		教育実習受講希望調査票提出
3	学年末休業 次年度時間割・シラバス発表 後期成績発表 学位記授与式	次年度前期授業料免除申請	

教育方法及び内容等

○教育方法及び内容等

1 教育課程について

① 本研究科の博士課程には、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球惑星システム学専攻及び数理分子生命理学専攻の6専攻があり、博士課程前期2年の課程及び博士課程後期3年の課程に区分されている。

② 博士課程前期の教育は、講義、演習・セミナー及び研究指導によって行われる。その修了要件は、2年以上在学して30単位以上修得するとともに、指導教員（副指導教員を含む。）の研究指導を受け、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することであり、修了者には修士の学位が授与される。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

なお、博士課程前期を修了し、引き続き博士課程後期に進学しようとする場合には、所定の進学願書を提出し、選考試験を受ける必要がある。

③ 博士課程後期の教育は、研究指導が中心である。その修了要件は、3年以上在学し（地球惑星システム学専攻にあつては18単位以上修得して）、指導教員（副指導教員を含む。）の研究指導を受け、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することであり、修了者には博士の学位が授与される。

なお、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、在学期間の短縮規定を適用することがある。

④ 授業科目を履修し、試験に合格することによって、単位が与えられる。

⑤ 教育上有益であると認められるときは、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることができる。これによって得られた単位又は受けた研究指導は、本大学院において修得した単位（10単位を超えない範囲で単位を認定）又は受けた研究指導とみなされる。ただし、博士課程前期の研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条―第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条―第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条―第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条―第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条―第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条―第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条―第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育専攻(博士課程前期)

言語文化教育専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該

標準修業年限の 2 倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は 6 年、医歯薬保健学研究科
医歯薬学専攻は 8 年とする。

(学年)

第 11 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 12 条 学年は、前期及び後期の 2 期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期
を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(休業日)

第 13 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあつては日曜日及び月曜日)
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 8 日まで
 - (4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (5) 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 15 条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次
の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定に
より独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより
当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16
年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制
度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当
該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学金 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、当該研究科が定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。

ただし、第 16 条第 2 号から第 7 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

- 第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

- 第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

- 第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

- 第 31 条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

- 第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(法務研究科にあっては 30 単位。ただし、93 単位を超える単

位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあつては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(法務研究科にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ 6 月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第 52 条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第 9 章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第 53 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 保健学研究科,医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあつては、次の表のとおりとする。

(略)

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81

理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,065	2,178	490	1,567

3 広島大学大学院理学研究科細則

平成16年4月1日

研究科長決裁

改正 平成17.1.24・平成18.2.6・平成19.3.19・平成20.2.26・平成21.2.23・平成22.1.25・
平成23.1.24・平成24.1.23・平成24.2.27・平成24.10.29・平成25.1.28・平成25.9.2・
平成26.2.21

広島大学大学院理学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 博士課程前期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開く研究者を目指す人材、専門的知識、技能及び応用力を身に付けた技術者並びに専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。
 - (2) 博士課程後期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開いて国際的に活躍できる研究者、高度の専門的知識、技能及び幅広い応用力を身に付けて国際的に通用する先進的な科学技術を創造できる技術者並びに高度の専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。
- 2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第1に掲げるとおりとする。

(特別コース)

第2条の2 博士課程前期及び博士課程後期に、留学生特別コース(理学融合教育研究によるFuture Science先端研究者養成国際コース)を置く。

(教育課程等)

第3条 研究科の教育課程は、別表第2のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 実験は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 二以上の方法の併用により行うプロテオミクス実験法・同実習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 5 条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

- 2 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。
- 3 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第 6 条 広島大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員 1 人及び副指導教員 1 人以上の指導教員を定める。

- 2 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、あらかじめ専攻長の承認を得て、研究科長に願い出るものとする。

(研究指導届)

第 7 条 学生は、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究指導届を研究科長に提出しなければならない。

(教育方法の特例)

第 8 条 職業を有する学生については、教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 9 条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあつては 4 年、博士課程後期にあつては 6 年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 10 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

- 3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第11条 学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

専攻	免許状の種類	免許教科の種類
数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学
物理科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
化学専攻		
生物科学専攻		
地球惑星システム学専攻		
数理分子生命理学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学, 理科

- 2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第12条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第2に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により当該課程に1年以上在学すれば足りるとされた者については、その業績を特別研究の8単位のうち2単位又は4単位に換算することがある。

- 3 第1項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第13条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上(地球惑星システム学専攻にあっては、別表第2に定める授業科目を履修の上18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上)、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を

上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、地球惑星システム学専攻における地球惑星システム学特別研究の要件単位については、当該課程の在学期間に応じた単位を修得すれば足りるものとする。

(修士の学位論文)

第14条 修士論文の提出に当たっては、所定の期日までに、あらかじめ指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を研究科長に提出しなければならない。

(博士の学位の授与)

第15条 博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則理学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第16条 最終試験は、専攻ごとに行う。

- 2 試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(退学、休学及び転学)

第17条 退学、休学及び転学については、所定の手続を行い教授会の承認を得なければならない。

第18条 他の大学院から転学を志願する者については、教授会の議を経て、学長が許可する。この場合において、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会において行う。

- 2 学生は、他の大学院に転学しようとするときは、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第19条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、教授会において特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(再入学)

第20条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り、教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

- 2 再入学者の修業年限及び在学年限については、教授会の議を経て定める。

- 3 再入学を志願する者には、必要に応じ学力試験を行うことがある。

(雑則)

第21条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

- 1 この細則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院理学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

各専攻の教育研究上の目的（別表第1）

専攻	博士課程前期	博士課程後期
数学専攻	(1) 数学及びその関連分野の将来の発展を担う研究者、現代数学の本質を理解し、それを反映した教育を行える教育者並びに論理的で緻密な思考力及び自由な発想力・創造力を兼ね備えた人材を育成する。 (2) 基礎教育を通して数学体系の美しさを学び、現代の研究に触れて研究に対する興味と動機を深め、海外の文献の講読や国内外との交流を通して国際性を育み、博士課程後期に進学して専門的な研究を続けられる知識及び思考力を培う。	(1) 数学及びその関連分野において高度な研究活動を行い、将来の発展を担う研究者、現代数学の本質を深く理解し、高等な教育を行える教育者並びに数学的思考力及び専門知識を用いて幅広い分野で活躍のできる人材を育成する。 (2) 専門的な研究に取り組むことにより研究者の一員としての自覚を持ち、教育の一端に触れることにより教育者としての能力を培い、海外の文献の講読や国内外との研究交流を通して国際性を育む。
物理学専攻	(1) 物理学の基盤学問としての物理学の専門的知識を習得し、高度職業人及び研究者を養成する。 (2) 真理を探究する手法を習得すること及び国際的に協力し、又は競争できる能力を実践的学習を通じて習得させることを目的とする。	(1) 物理学の基盤学問としての物理学に関連する緻密な実験観察、深い洞察力及び論理性を習得し、自立した研究者及び高度職業人を養成する。 (2) 真理を探究する手法を習得すること及び国際的に協力し、又は競争できる能力を実践的学習を通じて一層発展させることを目的とする。
化学専攻	化学の専門知識を体系化して習得し、自分の研究分野の知識基盤を確立する。さらに、他の研究分野の最先端研究にも触れ、学際的な分野の研究領域の拡大に対応できる能力を身に付ける。	専門知識を活用し、自分で研究テーマを考案し推進する能力を身に付ける。さらに、明確な意見を持ち、国内外の研究者と共同研究等において十分な議論を交える能力を習得する。
生物科学専攻	多様な分野の生物科学の基礎を理解し、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成する。生物科学及びその周辺分野の教育・研究を通じて、生命の共通原理と多様性を理解させる。プレゼンテーションの方法を習得させる。	多様な分野の生物科学の知識を有し、国際的に活躍できる研究者・教育者を育成する。様々な生命現象を解析するための複合的な研究戦略を習得させる。国際交流を通して、教育・研究における国際的感覚を発展させる。
地球惑星科学専攻	地球惑星科学の幅広い専門知識及び環境問題・自然災害等に関する社会的ニーズに応え得る能力を身に付け、関連する研究分野との有機的な連携を理解し、豊かな国際性を有する人材を養成する。	地球惑星科学の新しい展開を担う創造性豊かな能力とグローバルな視野を有し、関連する研究分野との有機的な連携を理解する能力を備え、国内外の関連研究機関・大学の研究者との交流を推進し、国際的に通用する知識・技術を備えた研究者・技術者を養成する。
数理分子生命科学専攻	(1) 数理科学・分子科学・生命科学の融合領域における幅広い専門的知識及び問題解決能力を有する人材を養成する。 (2) 数理科学・分子科学・生命科学の教育・研究を通して、統合的視点及び学際的コミュニケーション能力を育む。	(1) 数理科学・分子科学・生命科学の融合領域における高い専門知識及び問題解決能力を有する高度職業人及び研究者を養成する。 (2) 数理科学・分子科学・生命科学を融合した新しい研究（数理分子生命科学）を推進する能力及び国際的な視野を育む。

理学研究科授業科目(別表第2)

数学専攻

授 業 科 目		博士課程前期		博士課程後期	
		単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	数学概論 数学特別研究 数学特別演習	2 8 4	必修から数学概論二単位、 数学特別研究八単位及び数学特別演習二単位並びに 選択必修から一科目(一又は二単位) を含む三〇単位以上 なお、数学特別講義(集中講義)は八単位まで認める		
選択必修	大学院基礎科目 (広島大学大学院共通授業科目に関する細則(別表)の基礎区分)(注1)	1 又は 2			
選 択	代数数理基礎講義 A	2			
	代数数理基礎講義 B	2			
	代数数理特論 A	2			
	代数数理特論 B	2			
	代数数理特論 C	2			
	代数数理特論 D	2			
	多様幾何基礎講義 A	2			
	多様幾何基礎講義 B	2			
	多様幾何特論 A	2			
	多様幾何特論 B	2			
	多様幾何特論 C	2			
	多様幾何特論 D	2			
	数理解析基礎講義 A	2			
	数理解析基礎講義 B	2			
	数理解析特論 A	2			
	数理解析特論 B	2			
	数理解析特論 C	2			
	数理解析特論 D	2			
	確率統計基礎講義 A	2			
	確率統計基礎講義 B	2			
	確率統計特論 A	2			
	確率統計特論 B	2			
	確率統計特論 C	2			
	確率統計特論 D	2			
択	総合数理基礎講義 A	2			
	総合数理基礎講義 B	2			
	総合数理特論 A	2			
	総合数理特論 B	2			
	総合数理特論 C	2			
	総合数理特論 D	2			
	代数セミナーⅠ	4			
	代数セミナーⅡ	4			
	位相幾何学セミナー	4			
	微分幾何学セミナー	4			
	実解析・函数方程式セミナー	4			
	複素解析・函数方程式セミナー	4			
	数理統計学セミナー	4			
	確率論セミナー	4			
	総合数理セミナー	4			
	計算機支援数学	2			
	数学特別講義(集中講義)				

(注1) 選択必修から、1科目(1又は2単位)を超えて履修した場合は、(注2)により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

(注2) 必修、選択必修(1科目)及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、数学専攻の承認を得て6単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・理学研究科以外他研究科等の授業科目

(注3) 数理分子生命理学専攻の講義を2単位以上含むことが望ましい。

物理科学専攻

授 業 科 目			博士課程前期		博士課程後期	
			単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	物理科学特別研究		8	必修から物理科学特別研究八単位及び選択必修から一科目（一又は二単位）を含む三〇単位以上		
選択必修	大学院基礎科目 （広島大学大学院共通授業科目に関する細則（別表）の基礎区分）（注 1）		1 又は 2			
選 択	基 礎	量子場の理論Ⅰ	2			
		宇宙物理学	2			
		電子物性	2			
		構造物性	2			
	専 門	量子場の理論Ⅱ	2			
		格子量子色力学	2			
		素粒子物理学	2			
		非線形力学	2			
		相対論的宇宙論	2			
		クォーク物理学	2			
		X線ガンマ線宇宙観測	2			
		磁性物理学	2			
		表面物理学	2			
		光物性	2			
		分子分光光学・光化学	2			
		放射光物理学	2			
		放射光物性	2			
		光赤外線宇宙観測	2			
		放射光科学院生実験	1			
		放射光科学特論Ⅰ	2			
		放射光科学特論Ⅱ	2			
択	セ ミ ナ ー	素粒子論セミナー	8			
		宇宙物理学セミナー	8			
		クォーク物理学セミナー	8			
		高エネルギー宇宙学セミナー	8			
		可視赤外線天文学セミナー	8			
		構造物性セミナー	8			
		電子物性セミナー	8			
		光物性セミナー	8			
		分子光科学セミナー	8			
		放射光物理学セミナー	8			
		放射光物性セミナー	8			
	物理科学特別講義（集中講義）					

（注 1）選択必修から、1 科目（1 又は 2 単位）を超えて履修した場合は、（注 2）により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

（注 2）必修、選択必修（1 科目）及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、物理科学専攻の承認を得て 6 単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1 科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・理学研究科以外の他研究科等の授業科目

化学専攻

授 業 科 目		博士課程前期		博士課程後期	
		単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	物理化学概論	2	なお、必修から化学特別研究八単位及び必修講義六単位並びに選択必修から一科目（一又は二単位）を含む三〇単位以上		
	無機化学概論	2			
	有機化学概論	2			
	化学特別研究	8			
選択必修	大学院基礎科目 （広島大学大学院共通授業科目に関する細則（別表）の基礎区分）（注1）	1 又は 2			
選 択	現代英語	2			
	構造物理化学	2			
	固体物性化学	2			
	錯体化学	2			
	分析化学	2			
	構造有機化学	2			
	光機能化学	2			
	放射線反応化学	2			
	量子化学	2			
	反応物理化学	2			
	反応有機化学	2			
	有機典型元素化学Ⅰ	2			
	有機典型元素化学Ⅱ	2			
	有機合成化学	2			
	計算情報化学	2			
	計算化学演習	2			
	物質科学特論	2			
	量子情報科学	2			
	計算機活用特論	2			
	計算機活用演習	2			
	構造物理化学セミナー	4			
	固体物性化学セミナー	4			
	錯体化学セミナー	4			
	分析化学セミナー	4			
	構造有機化学セミナー	4			
	量子化学セミナー	4			
	反応物理化学セミナー	4			
	反応有機化学セミナー	4			
	有機典型元素化学セミナー	4			
	光機能化学セミナー	4			
	放射線反応化学セミナー	4			
	有機化学系合同セミナー	2			
	化学特別講義（集中講義）				

（注1）選択必修から、1科目（1又は2単位）を超えて履修した場合は、（注2）により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

（注2）必修、選択必修（1科目）及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、化学専攻の承認を得て、選択必修と合計して4単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・理学研究科以外の他研究科等の授業科目

生物科学専攻

授 業 科 目			博士課程前期		博士課程後期	
			単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	生物科学特別研究		8	必修から生物科学特別研究八単位及び必修共通科目六単位並びに選択必修から一科目（一又は二単位）並びに選択の専門科目から三科目（六単位）以上、演習から一科目（四単位）以上を含む三〇単位以上		
	共通	生物科学研究セミナー	4			
		社会実践生物学特論	2			
選択必修	大学院基礎科目 （広島大学大学院共通授業科目に関する細則（別表）の基礎区分）（注1）		1 又は 2			
選択	専門	細胞と生命	2			
		形態形成	2			
		性の起源	2			
		分類・進化	2			
		生理・生化学	2			
		遺伝・進化	2			
	演習（注3）	発生生物学演習	4			
		細胞生物学演習	4			
		分子生理学演習	4			
		進化発生学演習	4			
		両生類発生遺伝学演習	4			
		両生類分化制御機構学演習	4			
		両生類多様化機構学演習	4			
		植物分類・生態学演習	4			
		植物生理化学演習	4			
		植物分子細胞構築学演習	4			
		島嶼環境植物学演習	4			
		植物遺伝子資源学演習	4			
		スロー生物学演習	1			
	生物科学特別講義（集中講義）					

（注1）選択必修から、1科目（1又は2単位）を超えて履修した場合は、（注2）により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

（注2）必修、選択必修（1科目）及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、生物科学専攻の承認を得て6単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・他研究科等の授業科目

（注3）選択の演習については、各学生は、所属研究室が開講する演習1科目を履修すること。

地球惑星システム学専攻(博士課程前期)

授 業 科 目		博士課程前期	
		単位数	履修方法
必修	地球惑星分野融合セミナーI	2	三〇単位以上 全ての必修科目二十二単位及び選択必修から一科目（二又は二単位）を含む
	地球惑星システム学特別研究	8	
	地球惑星ミッドターム演習 I	1	
	地球惑星科学教育体験プロジェクト	1	
	太陽系進化論	2	
	地球史	2	
	地球ダイナミクス	2	
	断層と地震	2	
	環境物質循環論	2	
選択必修	大学院基礎科目 (広島大学大学院共通授業科目に関する 細則(別表)の基礎区分)(注1)	1 又は 2	
選択	実験岩石力学	2	
	地球の力学	2	
	同位体宇宙化学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	東アジアのテクトニクス	2	
	資源地質学	2	
	岩石レオロジーと変形微細組織	2	
	地球惑星物質分析法	2	
	地球惑星インターンシップ	1	
	防災科学	1	
	Earth and Planetary Science 地球惑星システム学特別講義(集中講義)	1	

(注1) 選択必修から、1科目(1又は2単位)を超えて履修した場合は、(注2)により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

(注2) 必修、選択必修(1科目)及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、地球惑星システム学専攻の承認を得て6単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・理学研究科以外の他研究科等の授業科目

地球惑星システム学専攻(博士課程後期)

授 業 科 目		博士課程後期	
		単位数	履修方法
必修	地球惑星分野融合セミナーⅡ	2	全ての必修科目十五単位を含む十八単位以上 ただし、選択科目は博士課程前期において履修していない科目を履修すること
	地球惑星システム学特別研究	1 2	
	地球惑星ミッドターム演習Ⅱ	1	
選択	太陽系進化論	2	
	地球史	2	
	地球ダイナミクス	2	
	断層と地震	2	
	環境物質循環論	2	
	実験岩石力学	2	
	地球の力学	2	
	同位体宇宙化学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	東アジアのテクトニクス	2	
	資源地質学	2	
	岩石レオロジーと変形微細組織	2	
	地球惑星物質分析法	2	
	地球惑星インターンシップ	1	
	防災科学	1	
	国際化演習Ⅰ	1	
	国際化演習Ⅱ	1	
	地球惑星科学研究提案プロジェクト	1	
	Earth and Planetary Science	1	
	地球惑星システム学特別講義（集中講義）		
	理学融合教育科目		
	理学研究科の他専攻の授業科目		
	共同セミナー		
	理学研究科以外他研究科等の開設科目で、地球惑星システム学専攻において認めたもの		

数理分子生命理学専攻

授 業 科 目		博士課程前期		博士課程後期	
		単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	数理計算理学概論	2	必修から数理分子生命理学特別研究八単位及び必修講義・数理分子生命理学セミナー六単位並びに選択必修から二科目（二又は二単位）を含む三〇単位以上		
	生命理学概論	2			
	数理分子生命理学セミナー	2			
	数理分子生命理学特別研究	8			
選択必修	大学院基礎科目 （広島大学大学院共通授業科目に関する細則（別表）の基礎区分）（注1）	1			
		又は 2			
選択	現象数理学	2			
	非線形数理学	2			
	計算数理特論	2			
	複雑系数理学	2			
	数理生物学	2			
	応用数理Ⅰ	2			
	応用数理Ⅱ	2			
	分子遺伝学	2			
	ゲノミクス	2			
	分子形質発現学Ⅰ	2			
	分子形質発現学Ⅱ	2			
	遺伝子化学Ⅰ	2			
	遺伝子化学Ⅱ	2			
	分子生物物理学	2			
	プロテオミクス	2			
	プロテオミクス実験法・同実習	2			
	生物化学Ⅰ	2			
	生物化学Ⅱ	2			
	自己組織化学Ⅰ	2			
	自己組織化学Ⅱ	2			
	バイオインフォマティクス	2			
	科学英語（注3）	2			
	知的財産及び財務・会計論(MOT-3)（注3）	2			
	イノベーション技術経営論(MOT-5)（注3）	2			
	現象数理学セミナー	4			
	非線形数理学セミナー	4			
	複雑系数理学セミナー	4			
	分子遺伝学セミナー	4			
	分子形質発現学セミナー	4			
	遺伝子化学セミナー	4			
	分子生物物理学セミナー	4			
	生物化学セミナー	4			
	自己組織化学セミナー	4			
	数理分子生命理学特別講義（集中講義）				

（注1）選択必修から、1科目（1又は2単位）を超えて履修した場合は、（注2）により特別に認めた場合を除き、修了要件の単位には加えられない。

（注2）必修、選択必修（1科目）及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は、数理分子生命理学専攻の承認を得て6単位まで、修了要件に加えることができる。

- ・選択必修から、1科目を超えて履修した科目
- ・理学研究科の他専攻の授業科目
- ・共同セミナー
- ・理学研究科以外の他研究科等の授業科目

（注3）これらは、「数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成」の必修科目である。

数理分子生命理学専攻 留学生特別コース

(理学融合教育研究による Future Science 先端研究者養成国際コース(博士課程前期))

授 業 科 目		博士課程前期		博士課程後期	
		単位数	履修方法	単位数	履修方法
必修	Future Science 特別研究	6	必修一三単位、選択必修Ⅰから四単位以上、 を含む三〇単位以上、 選択必修Ⅱから一〇単位以上		
	研究倫理	1			
	先端融合科学	1			
	ナノサイエンス先端機器分析	2			
	分析・物質科学セミナー	1			
	地球環境科学セミナー	1			
	生命科学セミナー	1			
選択必修Ⅰ	平和と安全	2			
	恒久的平和と文化	2			
	国際関係特論	2			
	アジア文化特論	2			
	Management of Technology for Innovation (MOT-E1)	2			
	Technology Transfer (MOT-E2)	2			
選択必修Ⅱ	光科学	2			
	実解析・函数方程式セミナー	2			
	代数セミナーⅡ	2			
	数理統計学セミナー	2			
	放射線反応化学	2			
	反応有機化学	2			
	細胞と生命	2			
	形態形成	2			
	分類・進化	2			
	性の起源	2			
	太陽系進化論	2			
	Earth and Planetary Science	2			
	分子生物物理学Ⅰ	2			
	生命理学概論	2			
	数理計算理学概論	2			
	科学英語	2			

(注) 選択必修Ⅰの授業科目は、広島大学大学院共通授業科目に関する細則(別表)の授業科目である。

理学融合教育科目

授 業 科 目	単位数	開講期	科目区分	備 考
理学融合基礎概論A	2	後期	選択	
社会実践理学融合特論	2	前期	選択	
科学コミュニケーション概論	1	集中	選択	

共同セミナー

授 業 科 目	単位数	開講期	科目区分	備 考
共同セミナー	2	—	選択	

- ◆ 理学融合教育科目は、専攻の枠を越えた融合領域の授業科目として毎年異なるテーマのもとに開設します。
- ◆ 共同セミナーは、5研究科（総合科学、理学、工学、先端物質科学及び生物圏科学）において開催される学術講演やセミナー等を5研究科の学生に広く聴講可能にするもので、博士課程前期を通じて2単位とし、15回以上の出席で単位を合否で認定します。

4 広島大学大学院理学研究科細則の理学研究科授業科目（別表第2）で示す各専攻授業科目一覧表下の「(注2) 必修，選択必修（1科目）及び選択以外の次に示す科目を履修した場合は，〇〇専攻の承認を得て，選択必修と合計して〇単位まで，修了要件に加えることができる。」に係る修了要件算入の願い出様式

平成 年 月 日

大学院共通授業科目の修了要件算入の可否について

学生番号：_____

学生所属：_____学専攻

学生氏名：_____

下記授業科目を，広島大学大学院理学研究科細則，理学研究科授業科目表（別表2）の「理学研究科以外の他研究科等の開設科目で，_____学専攻において認めたもの」として，修了要件に算入する科目として扱ってよいか伺います。

記

開設時期：平成 年度（前期・後期）

授業区分 (授業分類)	授業科目名	単位数	開設部局	修了要件の 可否※ (※専攻長が記入)
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否

上記のとおり回答する。

平成 年 月 日

理学研究科 _____ 専攻長 _____ (印)

5 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	キャリアセンター
	人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
	理工系キャリアデザインⅠ（コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
	理工系キャリアデザインⅡ（ファシリテーション）	1	
	ストレスマネジメント	2	
	実務マネジメント	1	若手研究人材養成センター
	リーダーシップ手法	1	
	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論（国際関係）	2	
	現代リスク論 A	2	
	現代リスク論 B	2	
	総合情報論 A	2	
	総合情報論 B	2	
	文明と環境 A	2	
	文明と環境 B	2	
	創造と想像 A	2	
	創造と想像 B	2	
	総合人間学	2	文学研究科
	学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	理学融合基礎概論 A	2	理学研究科

	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理 (Research Ethics)	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	ベンチャー起業論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	Management of Technology for Innovation	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

6 大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは「My もみじ」で行ってください。

<平成 26 年度開講科目（基礎）>

社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	
人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	キャリアセンター
人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
理工系キャリアデザインⅠ （コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
理工系キャリアデザインⅡ （ファシリテーション）	1	
ストレスマネジメント	2	
実務マネジメント	1	若手研究人材養成センター
リーダーシップ手法	1	
現代リスク論 A・B	2	
総合情報論 A・B	2	総合科学研究科
文明と環境 A・B	2	
創造と想像 A・B	2	
学術文章の書き方とその指導法 —大学教員を目指して—	2	
理学融合基礎概論 A	2	理学研究科
社会実践理学融合特論	2	
科学コミュニケーション概論	1	
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論（MOT-1）	2	工学研究科
技術戦略論（MOT-2）	2	
知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2	
技術移転論（MOT-4）	2	
Management of Technology for Innovation（MOT-E1）（E）	2	
Technology Transfer（MOT-E2）（E）	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科

（E）：英語で行われる授業科目

研究倫理涵養分野（社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理（Research Ethics）（E）	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科

（E）：英語で行われる授業科目

国際理解育成分野（グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論（※）	2	総合科学研究科
英米社会論（国際関係）（※）	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 （地球市民と平和）（E）（※）	2	社会科学部
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究科
General Biosphere Science (2) (E)	2	
国際関係特論（E）（※）	2	国際協力研究科
環境管理技術特論（E）（※）	2	
経済開発政策特論（E）（※）	2	
教育開発特論（E）（※）	2	
アジア文化特論（E）（※）	2	
平和と安全（E）（※）	2	
恒久的平和と文化（E）（※）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

※平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。

なお、社会科学部、生物圏科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

<平成 26 年度開講科目（専門）>

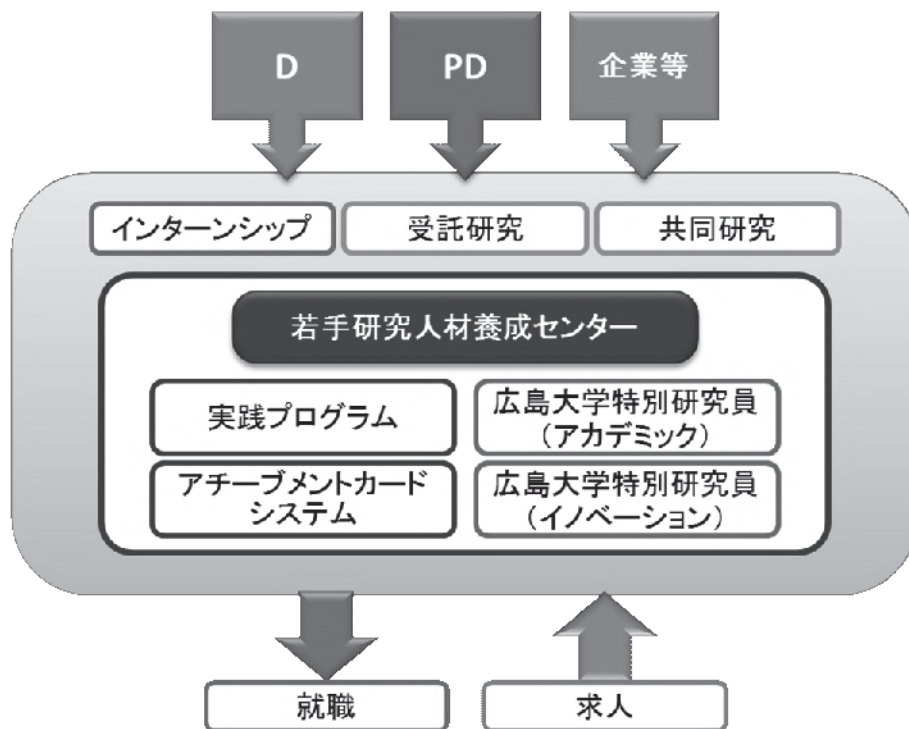
高度専門職業人養成分野（高度な専門知識を養成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論（E）	4	国際協力研究科
能力開発特論（E）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

○若手研究人材養成センター提供プログラム ー地方協奏による挑戦する若手人材の養成ー

若手研究人材養成センターでは、企業等と連携し、博士課程後期の学生および若手研究員を対象として、男女を問わず、独自の専門に裏打ちされた幅広い知識と興味をもち、新分野に挑戦する活力のある研究人材となるためのプログラムを提供しています。



◇若手研究人材システムプログラム・・・選抜なし

広島大学の博士課程後期の学生は、誰でも受講できます。登録ページ（下記参照）から登録してください。実践プログラム（主として大学院共通授業科目および独自セミナーから構成）を選択して受講します。受講者の修得単位や取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき指導・助言します。

企業等での長期インターンシップにより、自身の将来を具体的に考える機会を提供します。インターンシップ先は、広島大学の連携企業として覚書等を締結した企業等です。

登録ページ（<http://wakate.sci.hiroshima-u.ac.jp/yrec/system/onlineentry.php>）

◇広島大学特別研究員・・・公募による選抜

若手研究人材養成センターに所属し、独自の研究、あるいは企業との共同研究等に従事します。実践プログラム（主として大学院共通授業科目および独自セミナーから構成）を受講することにより、実務能力の基礎や幅広い研究展開能力を身につけます。取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき、指導・助言します。マッチングを図ったうえで、企業等での長期インターンシップに行きます。インターンシップ先は、広島大学の連携企業として覚書等を締結した企業等です。

広島大学特別研究員は、毎年度末に学内公募があり、審査により選抜します。広島大学の大学院博士課程（博士課程前期を除く）を修了し博士の学位を取得した者が対象です。

【若手研究人材養成センター提供プログラムについての問合せ先】

広島大学 若手研究人材養成センター

Tel : 082-424-6213 Fax : 082-424-4565

E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp

URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/>

○「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

(受講対象者：理系の大学院生)

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは、循環型持続的社会基盤の形成に必要な知識・技術を習得し、個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には、必修科目（4単位）と選択科目（4単位）の単位取得が必要で、プログラム修了生には、「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

＜平成 26 年度開講科目＞

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学（環境科学入門）	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系物質論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	
	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学 I	2	
	分析化学 II（隔年）	2	
	理学融合基礎概論	2	
	社会実践理学融合特論	2	
	プロテオミクス	2	
	放射線反応化学	2	
	分類・進化	2	
	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学（隔年）	2	
	フロンティア生命機能工学（隔年）	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
	環境化学工学特論	2	工学研究科
	環境高分子化学特論	2	
	グリーンプロセス工学論	2	
	高分子工学論	2	
	超分子化学特論	2	
	有機触媒化学論	2	
	材料物性化学論	2	
	物質移動特論	2	

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】

広島大学 サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327

E-mail: hutt-qaa@office.hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/>

7 生命動態システム科学推進拠点プログラムについて

数理分子生命理学専攻では、平成24年度から文部科学省・生命動態システム科学推進拠点事業として「核内クロマチン・ライブダイナミクスの数理研究拠点（略称：クロマチン動態数理研究拠点）」形成事業を進めています。この事業では、核内におけるクロマチン動態の定量的観測にもとづいた新しい数理生命科学融合領域研究を展開します。本事業の中では、拠点研究者との交流による大学院生レベルでの融合研究の促進とともに、数理分子生命理学専攻が、これまで進めてきた数理生命科学融合領域の研究者育成のための教育プログラムを継続して進めます。明治大学・龍谷大学との大学間コンソーシアムをさらに発展させ、より充実した数理生命科学融合領域研究者の育成を目指します。

1 受け入れる専攻

数理分子生命理学専攻に入学した大学院生が受講することができます。

2. 本プログラムの概要

研究プロジェクトとしてのクロマチン動態数理研究拠点事業は、核内クロマチン上の特定の部位を蛍光標識し、その時分割イメージを数理科学的に解析する研究を実施します。このような研究を通して、核内におけるクロマチン動態という「物理現象」と遺伝子制御・修復、あるいはリプログラミングという「生命現象」がいかに関係するかを明らかにします。この拠点研究は、様々な研究背景を持つ研究者が協働して進めます。大学院生は、希望に応じて拠点研究者のテーマを分担する形で研究に参加することができます。また、明治大学、龍谷大学での単位互換講義聴講、両大学とともに進める様々学生交流事業への参加を支援します。

博士前期課程の学生向けの教育プログラムとしては、融合研究への興味を誘導するために、数理生命科学融合プロジェクトに取り組んでももらいます。この中で、数学・生物・化学の異なる専門を学んだ学生間での交流を促進します。博士後期課程の学生には、拠点研究テーマに密接に関わる研究を自ら提案してもらい、審査により研究費の補助を行います（提案型研究）。提案型研究を進める学生は、拠点研究者と共に定期的な成果報告を行い、成果発進力の向上と議論する力を養成します。

8 履修手続・成績・修了について

広島大学大学院理学研究科細則（第5条，第7条）に基づき，下記により履修手続を行ってください。

履修登録には入学時に通知した広大パスワードが必要です。この初期広大パスワードは自由に変更することができます。もしパスワードが分からなくなった場合は学生証を持参のうえ理学研究科学生支援室の窓口に申し出てください。また履修登録等に関して不明な点については学生支援室に申し出てください。

I 博士課程前期の学生

(1) 履修登録について

新入生ガイダンスおよび学生便覧，時間割表，授業科目内容一覧（シラバス）等を参照し，各学期に学内外のパソコンを利用して指定された期間内に広島大学学生情報システム『学生情報の森 もみじ』（以下，My もみじという。）に履修する授業科目を登録します。各学期の履修登録期間は「My もみじ」の掲示などにより通知します。履修登録期間中は何度でも登録をやり直すことができますので，必ず履修科目や担当教員名を再確認してください。

前期履修登録期間：4月上旬～中旬の指定された日

後期履修登録期間：授業開始前約1週間，授業開始後の約2週間

① 講義，演習・セミナー

演習やセミナーの曜日・時限等に変更されることがあります。また専攻により隔年開講科目がありますので注意してください。

② 特別研究（必修）

時間割表には掲載されていませんが，各専攻の「特別研究」8単位は1セメスターから4セメスターまで各期2単位開講としていますので，忘れずに每期登録してください。

なお，「数学特別演習」も時間割表には掲載されていませんが，同様に每期登録してください。

③ 特別講義，集中講義

本研究科の特別講義，集中講義については開講日時・履修登録期間を所定の掲示板にその都度掲示しますので，指定された期間内に登録してください。

④ 大学院共通授業科目，他研究科・他学部の授業科目，教職科目

所定の履修登録期間内に同様の方法で「もみじ」に登録してください。ただし，集中講義など研究科等により登録方法が異なることがあります。登録できない場合は当該研究科等に問い合せてください。

(2) 研究指導届の提出について

前期始めの指定する期日（履修登録最終日頃）までに，所定の「研究指導届」に研究題目を記入し，主指導教員及び副指導教員の承認印をもらい，所属専攻事務室に提出してください。

学生支援室では「研究指導届」が提出されると「研究指導」を「もみじ」に登録します。その評価は合格・不合格として学業成績表に表示されます。

(3) 共同セミナーについて

共同セミナーは、博士課程前期を通じて15回以上の出席をもって2単位を認定しています。受講手続きは以下の方法で行います。

- ① 理学研究科学生支援室で5研究科共同セミナー用の「聴講届」を受け取ってください。
- ② 5研究科共同セミナーの案内を所定の掲示板にその都度掲示しますので、共同セミナー受講後、「聴講届」に共同セミナーの世話教員の出席確認印をもらってください。
- ③ 共同セミナーを15回以上受講後、「聴講届」に専攻長の承認印を受け、理学研究科学生支援室に提出してください。

II 博士課程後期の学生

博士課程後期学生用の授業科目は、地球惑星システム学専攻を除き開設されていません。単位を修得しなくても研究指導だけで課程修了できますので履修登録の必要はありませんが、博士課程前期開設等の授業科目を履修する場合および地球惑星システム学専攻の学生は上記と同様の方法で「My もみじ」に登録してください。

研究指導届の提出について

前期始めの指定する期日（履修登録最終日頃）までに、所定の「研究指導届」に研究題目を記入し、主指導教員及び副指導教員の承認印をもらい、所属専攻事務室に提出してください。

「研究指導届」が提出されると「研究指導」を「My もみじ」に登録します。その評価は合格・不合格として学業成績表に表示されます。

III 成績

・学業成績の評価は、秀，優，良，可，不可の5段階で評価し、秀，優，良，可を合格とします。

評価方法については各授業科目のシラバスを参照してください。ただし、「研究指導」，「5研究科共同セミナー」は合格，不合格の2段階評価とします。

- ・成績の発表は、前期の成績については9月上旬，後期の成績については3月上旬に行います。発表後は学生情報システム「My もみじ」により成績を確認することができます。
- ・成績に疑義のある場合は、成績発表後速やかに授業担当教員へ申し出てください。

9 修士論文の提出・審査について

1 論文題目の提出

修士論文を提出する修了予定の学生は、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、所定の修士論文題目届を1月15日までに（9月修了予定者は、7月中旬までに）専攻事務室又は理学研究科学生支援室に提出してください。詳細については12月上旬に掲示します。

2 論文の提出

期 日： 2月10日（9月修了予定者は、7月末日）

部 数： 1部

提出先： 理学研究科学生支援室

3 論文の審査及び最終試験

(1) 専攻毎に2月中旬に論文発表会を実施します。（9月修了予定者は、別途指示する日）

(2) 日程等は、別途掲示により通知します。

(3) 論文の評価は、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とします。

(4) 最終試験の評価は、合格、不合格とします。

4 修了認定

3月上旬の研究科教授会（9月修了予定者は、9月上旬）において修了と認定された学生は、3月23日（9月修了者は、9月25日）をもって当該課程を修了することになります。

（注）上記期日が土曜日・日曜日・祝日に当たるときは、期日を変更し、あらかじめ掲示等によりお知らせします。

（博士課程前期の修了要件）

単 位 数	特別研究8単位およびその他の必修単位を含む30単位以上
研究指導	合格（1セメ～4セメ、学期ごとに評価）
修士論文	合格（秀、優、良、可で評価）
最終試験	合格

※在学期間については、優れた研究業績を上げたと認定された者については1年以上在学すれば足りるものとし、その業績を特別研究の8単位のうち2単位または4単位に換算します。

10 教育職員専修免許状の取得について

1. 専修免許状を取得するための所要資格

免許法別表第1（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学院において修得することを必要とする最低単位数
		教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状	〃	24

2. 免許法上の単位修得方法

次の各号のいずれかに該当している者は、本研究科博士課程前期を修了すれば、中学校及び高等学校教諭専修免許状を取得することができる。

なお、下記の（3）に該当する者は、事前に学生支援室と相談のうえ、不足単位を補うこと。

- （1）中学校及び高等学校教諭一種免許状の数学又は理科を取得している者。
- （2）学士の学位を有し、大学において中学校及び高等学校教諭一種免許状の数学又は理科の免許状取得に必要な単位を充足している者。
- （3）上記（2）の単位を充足していない者で、博士課程前期在学中に不足単位を補って、所要の単位を充足した者。

各専攻毎に取得できる専修免許状の種類、教科と本研究科で開講される該当授業科目との関係を示すと次のとおりである。この中から24単位以上を修得しなければならない。

なお、各専攻の特別講義（集中講義）、理学融合教育科目及び研究倫理の単位は上記24単位には含まれないので注意すること。

専攻名	取得できる専修免許状の種類,教科	該当授業科目
数学専攻	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）	数学専攻の授業科目全部
物理科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	物理科学専攻の授業科目全部
化学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	「現代英語」を除く化学専攻の授業科目全部
生物科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	「社会実践生物学特論」を除く生物科学専攻の授業科目全部
地球惑星システム学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	地球惑星システム学専攻の授業科目（次頁参照）
数理分子生命理学専攻	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）	数理分子生命理学専攻の数学分野の授業科目（次頁参照）
	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	数理分子生命理学専攻の理科分野の授業科目（次頁参照）

地球惑星システム学専攻：○印がついている科目を24単位以上履修

必修	地球惑星分野融合セミナーI	○
	地球惑星システム学特別研究	○
	地球惑星ミッドターム演習I	×
	地球惑星科学教育体験プロジェクト	×
	太陽系進化論	○
	地球史	○
	地球ダイナミクス	○
	断層と地震	○
	環境物質循環論	○
選択	実験岩石力学	○
	地球の力学	○
	同位体宇宙化学	○
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	○
	東アジアのテクトニクス	○
	資源地質学	○
	岩石レオロジーと変形微細組織	○
	地球惑星物質分析法	○
	地球惑星インターンシップ	×
	防災科学	○
	Earth and Planetary Science	×
	地球惑星システム学特別講義（集中講義）	×

※平成23年度入学生から適用

数理分子生命理学専攻：○印がついている科目を24単位以上履修

授業科目	教科	
	数 学	理 科
必修	数理計算理学概論	×
	生命理学概論	○
	数理分子生命理学セミナー	×
	数理分子生命理学特別研究	○
選択	現象数理学	×
	非線形数理学	×
	計算数理特論	×
	複雑系数理学	×
	数理生物学	×
	応用数理Ⅰ	×
	応用数理Ⅱ	×
	分子遺伝学	○
	ゲノミクス	○
	分子形質発現学Ⅰ	○
	分子形質発現学Ⅱ	○
	遺伝子化学Ⅰ	○
	遺伝子化学Ⅱ	○
	分子生物物理学	○
	プロテオミクス	○
	プロテオミクス実験法・同実験	○
	生物化学Ⅰ	○
	生物化学Ⅱ	○
	自己組織化学Ⅰ	○
	自己組織化学Ⅱ	○
	バイオインフォマティクス	○

	科学英語	×	×
	知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	×	×
	イノベーション技術経営論(MOT-5)	×	×
	現象数理学セミナー	○	×
	非線形数理学セミナー	○	×
	複雑系数理学セミナー	○	×
	分子遺伝学セミナー	×	○
	分子形質発現学セミナー	×	○
	遺伝子化学セミナー	×	○
	分子生物物理学セミナー	×	○
	生物化学セミナー	×	○
	自己組織化学セミナー	×	○
	数理分子生命理学特別講義(集中講義)	×	×

※平成24年度入学生から適用

3. 免許状授与の申請手続き

免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類等を学生支援室を経由して、広島県教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書 (2) 宣誓書 (3) 履歴書 (4) 整理カード
 (5) 学力に関する証明書 (6) 基礎となる免許状の写 (7) 広島県収入証紙 (申請手数料)

備 考

1. 修了予定者は、指定する日(修了年の前年11月初旬)までに上記書類を取り揃え、学生支援室に提出すること。
2. 中学校と高等学校の両方に申請する場合は2通作成すること。

1 1 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を

要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学

	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

(略)

1 2 広島大学学位規則理学研究科内規

平成16年4月1日研究科長決裁

広島大学学位規則理学研究科内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。）

第17条の規定に基づき、広島大学大学院理学研究科における学位の授与に関し必要な事項を定める。

(在学中の学位申請)

第2条 規則第2条第2項により博士(理学)の学位の授与を申請しようとする者は、1月31日までに別紙様式による学位申請の手続をしなければならない。

(学位申請の受理)

第3条 博士(理学)の学位申請があつた場合には、理学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に受理すべきかどうかを諮るものとする。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、学位請求論文の内容に関係の深い専門分野の教授3名以上をもつて組織する。

2 審査委員に事故があつた場合には、研究科教授会の議を経て委員を変更することができる。

3 研究科教授会が必要と認めた場合には、理学研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を委員に加えることができる。

4 審査委員会に、主査を置く。

(学位論文の公聴会)

第5条 審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 公聴会の日程等は、開催日の1週間前までに公示するものとする。

(試問委員会)

第6条 試問委員会は、学位請求論文の内容に関係の深い専門分野の教授3名以上をもつて組織する。ただし、委員のうちには他専攻の教授を含むものとする。

2 試問委員に事故があつた場合には、研究科教授会の議を経て委員を変更することができる。

3 研究科教授会が必要と認めた場合には、理学研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を委員に加えることができる。

4 試問委員会に、主査を置く。

(試験及び試問の方法)

第7条 規則第6条第3項の試問に課する外国語は、理学研究科においては、1種類とする。

2 規則第6条第4項の所定の年限は、理学研究科においては、3年とする。

(学位授与の期日)

第8条 論文審査及び最終試験に合格した者の博士の学位授与の期日は、次のとおりとする。

(1) 標準修業年限内に合格した者 学期末

ただし、研究科教授会が特別な事由があると認めた場合には合格した日とすることができる。

(2) その他の者 合格した日

(内規の改正)

第9条 この内規を改正する場合は、研究科教授会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成22年1月25日から施行する。

1 3 博士学位請求論文受理手続マニュアルについて

理学研究科のいずれかの専攻において学位請求論文の審査を希望する者は、課程博士・論文博士の別なく、理学研究科に論文受理の手続きを行う前に、その専攻で予備的手続きを行う。その標準的な手順は、以下の「学位請求論文の受理前の予備的手続き」に述べるようなものとする。なお、論文の形式は1 3「博士学位請求論文の提出・審査について」の「4 学位請求論文の形式」に説明する2種類のうち、いずれか一方に限る。また、学位申請の詳細については、学生支援室で入手できる。

学位請求論文の受理前の予備的手続き

- 1) 学位請求論文の審査を受けることを希望する者は、まず、希望する専攻に属する関連分野の教員（教授又は准教授）に申し出て、その指示を受ける。申し出を受けた教員は、論文内容が審査の対象となり得ると判断したときは、論文受理に必要な形式を整えるよう指示をする。事務的手続きに関しては、学生支援室に申し出れば、関係書類及びその書き方一式を入手できる。
- 2) 学位請求論文の形式は、後述の形式Ⅰあるいは形式Ⅱの2種類のうち、いずれかとする。
- 3) いずれの形式の学位請求論文の場合でも、まず、1～2部を審査を希望する専攻に提出し、受理のための予備的審査を受けなければならない。専攻で受理のための予備的審査を受ける段階では、仮綴じしたものでよい。
- 4) 学位請求論文及び必要書類等（履歴書、学位請求論文の要旨及び論文目録を含む。）は一括して、関連教員を通じ専攻長あてに提出するものとする。
- 5) 学位請求論文の提出を受けた場合、専攻長は、理学研究科への正式申請に先だって、専攻の教授会に受理の可否を予備的に諮らなければならない。
- 6) 専攻の教授会は、関連分野の教員の説明を受けた後、提出論文がその専攻分野の博士論文として審査の対象に相応しいか否か、及び形式的要件を満たしているか否かを精査する。
- 7) 参考論文（参考論文がある場合）及び添付書類等についても必要な要件を満たしているか否かを、専攻の教授会で精査する。
- 8) 提出された論文が受理に必要な要件を満たしていない場合は、専攻長から申請者にその旨を連絡し、場合によっては、その理由を付して学位請求論文及び提出書類を返却する。
- 9) 必要な要件を満たしていると判断した場合は、論文審査担当者・試問担当者等の候補を決めた上で、専攻長は申請者に理学研究科への正式な受理願いの手続きを指示する。

1 4 博士学位請求論文の提出・審査について

1 論文の提出期限

博士の学位請求論文を提出予定の学生は、あらかじめ主指導教員及び副指導教員の承認及び専攻での予備審査を経て、提出書類(1)～(10)を原則として下記の期日までに理学研究科学生支援室に提出してください。なお、提出期限は会議の日程に合わせて変更になることがありますので事前に学生支援室で確認してください。

- ・ 3月修了希望者： 1月31日
- ・ 4月修了希望者： 2月・3月の第2金曜日
- ・ 6月修了希望者： 4月・5月の第2金曜日
- ・ 9月修了希望者： 6月・7月の第2金曜日
- ・ 12月修了希望者： 9月・10月の第2金曜日

2 提出書類

- (1) 学位申請書： 2部（「(1)学位申請書」参照）
- (2) 論文目録： 2部（「(2)論文目録（表紙）」参照）
- (3) 論文要旨（紙媒体）：2部（論文題目（和訳）、氏名、A4版2ページ以内、A4版縦、左横書）
- (4) 論文要旨（電子データ）：(3)の内容を「PDF」で、電子媒体で提出
- (5) 履歴書： 2部（記入例参照）
- (6) 学位請求論文： 6部（仮綴したもの）
- (7) 公表論文の共著者からの「承諾書」（形式Ⅱの場合）：1部（記入例参照）
- (8) 博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）：1部（別紙様式）
- (9) 論文の全文（電子データ）：「PDF」で、学位授与審査日の前日までに電子媒体で提出
- (10) 論文の要約（電子データ）：「PDF」で、学位授与審査日の前日までに電子媒体で提出
（上記（10）については、「やむを得ない事由」で論文が公表できない場合のみ提出）

＊ 「やむを得ない事由」により、全文に代えて要約の公表を申請した者が、「やむを得ない事由」が解消された場合は、指導教員のサインを得て、再度提出してください。

[注意事項]

1. 氏名（漢字）、生年月日、本籍は、戸籍と相違ないように注意してください。
2. 提出書類は、1部はオリジナルとし、他はコピーで可（ただし、氏名及び印欄については、すべて自署・押印してください。（コピー不可））
3. 著作権を学会等に移譲している論文について、学位論文を公表する際には、機関リポジトリへの掲載許可を著作権者から得る必要があります。

また、学位論文として申請する論文の著作権がどこにあるのか、機関リポジトリでの公表が許可されているのかを必ず確認し、必要な許諾を得てください。

3 提出書類の様式及び記入例

(1) 学位申請書

平成 年 月 日			
広島大学長 殿			
		氏名	印
学 位 申 請 書			
学 位 論 文 ， 論 文 要 旨 お よ び 履 歴 書 を 添 え て 博 士 （ 理 学 ） の 学 位 の 授 与 を 申 請 し ま す 。			

(2) 論文目録（表紙）

論 文 目 録
学位申請者 氏 名
印

（論文目録の記入例）

氏 名	
主論文 Title of Doctoral Thesis (学位請求論文題目の和訳)	
(形式Ⅰの場合)Journal, 111(10)(1997)5-10. (〇〇誌) 平成〇〇年〇月 出版予定 (〇〇〇〇出版)	
(形式Ⅱの場合) 公表論文 (1) Title of the published article 1 on which the thesis is mainly based. 著者名 Name(s) of author(s)Journal, 98(3)(1998)100-107. (2) Title of the published article 2 on which the thesis is mainly based. 著者名 Name(s) of author(s)Letters, 70 (1995)15-18. (3)	
(参考論文を添付する場合) 参考論文 (1) Title of the reference article 1 to which you contribute. 著者名 Name(s) of author(s)Journal, 111(10)(1997)5-10. (2)	
(注意) * 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記してください。 * 論文題目、著者名、学協会誌名、巻(号)、発表年(西暦)、最初と最後のページは、項目の順序を入れ替えて記載しても可。 * 形式Ⅰの場合…主論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載してください。 * 主論文、公表論文がまだ公表されていないときは、掲載可として受理されていることを確認できる証明書を添付してください。 * 公表論文、参考論文が2つ以上ある場合は、列記してください。 * 公表論文、参考論文には和訳をつける必要はありません。 * 共著者がある場合は、その氏名を付記してください。	

(3) 論文要旨の記入例

学位論文要旨

Title of Doctoral Thesis
(学位請求論文題目の和訳)

氏 名

※ A 4 版 2 ページ以内，A 4 版縦，左横書

(4)履歴書の記入例

履 歴 書

			ふりがな	
本 籍 (都道府県)		Tel	氏 名	
現 住 所	〒		生年月日	年 月 日
E-mail:				
年	月	日	学 歴 ・ 職 歴 ・ 研 究 歴 ・ 賞 罰	
			学 歴	
			〇〇県立〇〇高等学校卒業	
			〇〇大学〇〇学部〇〇学科入学	
			〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業	
			広島大学大学院理学研究科（博士課程前期）〇〇学専攻入学	
			広島大学大学院理学研究科（博士課程前期）〇〇学専攻修了	
			広島大学大学院理学研究科（博士課程後期）〇〇学専攻進学	
			現在に至る	
			職 歴	
			なし	
			研 究 歴	
			鉱物の合成実験を行い参考論文1を発表	
			ペクマタイト鉱物及び稀元素の粘土鉱物への吸着等について研究	
			賞 罰	
			なし	
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏名 印				

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記入してください。
- 2 学歴、職歴は年月日まで記入してください。（研究歴は年月まででよい。）
- 3 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付してください。
- 4 職歴を記入する場合、T A ・ R Aは記入しないでください。
- 5 研究歴は、修士課程または博士課程前期から記入してください。
- 6 職歴、賞罰に該当事項がない場合は、それぞれ「なし」と記入してください。

4 学位請求論文の形式

(1) 形式Ⅰ (Original Paper を主論文とする場合)

- 1.1) 主論文は、学会誌又はそれに準ずる確かなレフェリー制のある公開誌（紀要も含む。以下、論文誌と呼ぶ。）に、既に掲載されている原著論文か、掲載可として受理されている原著論文のコピーとする。後者の場合は、掲載可として受理されていることを確認できる証明書を必要とする。
- 1.2) 原著論文の著者は、学位申請者の単独名でなければならない。
- 1.3) 主論文の他に、参考論文を添付することができる。
- 1.4) 参考論文は、共著でも可とする。
- 1.5) 主論文及び参考論文は共に、全体構成が分かるような目次を付した上でまとめなければならない。（学位申請に際しては仮綴じでよい。）

(2) 形式Ⅱ (Thesis を主論文とする場合)

- 2.1) 主論文として、学位申請のために書き下ろした Thesis を当てる。
- 2.2) 主論文そのものは、そのままの形で論文誌に掲載される必要はないが、その主要な部分が原著論文として、論文誌に既に掲載されているか、掲載可として受理されていなければならない。（この原著論文を公表論文と呼ぶ。）後者の場合は、掲載可として受理されていることを確認できる証明書を必要とする。
- 2.3) 主論文の著者は、学位申請者の単独名でなければならない。
- 2.4) 公表論文は、共著であってもよい。すなわち、公表論文の著者は、学位申請者を含む複数であってもよい。ただし、同一論文で複数の学位申請を禁じるため、共著論文を公表論文とする場合、共著者から学位請求論文に使うことに関する承諾書を得なければならない。
- 2.5) 主論文・公表論文の他に、参考論文を添付することができる。
- 2.6) 公表論文は、参考論文に数えない。
- 2.7) 参考論文は、共著でも可とする。
- 2.8) 主論文、公表論文及び参考論文は共に、全体構成が分かるような目次を付した上でまとめなければならない。（学位申請に際しては仮綴じでよい。）

5. 学位請求論文の書き方

学位請求論文の書き方について、受理審査に使う仮綴じの論文の標準的な形式を例として示す。

(1) 表紙：横書きで、次の事項を上から順に記載する。

- a. 広島大学学位請求論文
- b. 題目

- c. (題目の和訳) [和文題目の場合は不要]
- d. “論文提出の西暦年の数字” 年 [引用記号“”は不要。以下同様]
- e. 広島大学大学院理学研究科“専攻名”専攻
- f. 著者の氏名
- g. 論文博士の場合には、著者の氏名の下にカッコ書きで(所属:“所属機関等の名称”)と記載する。

(2) 形式Ⅰの場合

A. 全体の構成が分かるような「目次」を次の順に書く。

- a. 目次
- b. 主論文

主論文の題目(題目の和訳) [和文題目の場合は、後者は不要]

著者名(単独)

掲載誌等の名称、巻(号)、出版年、頁(最初と最後の頁)など

- c. [参考論文がある場合]

参考論文

参考論文の題目

著者名(共著者名も含む。)

掲載紙等の名称、巻(号)、出版年、頁(最初と最後の頁)など

{参考論文が複数ある場合は、(1)・・・, (2)・・・などと番号を付けて
参考論文の題目以下を列記する。}

B. 2枚目以降:“主論文”の文字を入れた間紙を入れて、主論文を綴じる。

C. [参考論文がある場合]

主論文の後に、“参考論文”の文字とそのリスト[c. に準じる。]を記載した間紙を入れて、参考論文を綴じる。

(3) 形式Ⅱの場合

A. 全体の構成が分かるような「目次」を次の順に書く。

- a. 目次
- b. 主論文

主論文の題目(題目の和訳) [和文題目の場合は、後者は不要]

著者名(単独)

- c. 公表論文

公表論文の題目

著者名(共著者名も含む。)

掲載誌等の名称、巻(号)、出版年、頁(最初と最後の頁)など

{公表論文が複数ある場合は、(1)・・・・、(2)・・・・などと番号を付けて
公表論文の題目以下を列記する。}

d. [参考論文がある場合]

参考論文

参考論文の題目

著者名（共著者名も含む）

掲載紙等の名称，巻（号），出版年，頁（最初と最後の頁）など

{参考論文が複数ある場合は、(1)・・・・、(2)・・・・などと番号を付けて
参考論文の題目以下を列記する。}

B. 2 枚目以降：“主論文”の文字を入れた間紙を入れて，主論文を綴じる。

C. 主論文の後に，“公表論文”の文字とそのリスト[c. に準じる。]を記載した間紙を
入れて，公表論文を綴じる。

D. [参考論文がある場合]

公表論文の後に，“参考論文”の文字とそのリスト[d. に準じる。]を記載した間紙
を入れて，参考論文を綴じる。

(4) 学位請求論文（仮綴じの学位請求論文）

（仮綴じの表紙）

広島大学学位請求論文

Title of Doctoral Thesis
(学位請求論文題目の和訳)

〇〇〇〇年
広島大学大学院理学研究科
〇〇〇専攻

大島 広理

*現職があれば氏名の下に（ ）書きで
記載してください。

A（形式Ⅰの場合）

目 次

1. 主論文
Title of Doctoral Thesis
(学位請求論文題目の和訳)
大島 広理
.....Journal, 95(8)(1999)5-56.

2. 参考論文
(1) Title of the reference article 1 to
which you contribute.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 111(10)(1997)5-10.
(2) Title of the reference article 2 to
which you contribute.
Name(s) of author(s)
Review of , 8 (1996)50-72.
(3)
.....

（ファイルの表紙に貼ってください）

B（形式Ⅰの場合）

主論文

C（形式Ⅰの場合）

参考論文

(1) Title of the reference article 1 to
which you contribute.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 111(10)(1997)5-10.
(2) Title of the reference article 2 to
which you contribute.
Name(s) of author(s)
Review of , 8 (1996)50-72.
(3)
.....

A (形式Ⅱの場合)

目 次

1. 主論文

Title of Doctoral Thesis
(学位請求論文題目の和訳)
大島 広理

2. 公表論文

- (1) Title of the published article 1 on which the thesis in mainly based.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 98(3) (1998) 100-107.
- (2) Title of the published article 2 on which the thesis in mainly based.
Name(s) of author(s)
..... Letters, 70(1995) 15-18.

3. 参考論文

- (1) Title of the reference article 1 to which you contribute.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 111(10) (1997) 5-10.
- (2) Title of the reference article 2 to which you contribute.
Name(s) of author(s)
Review of , 8 (1996) 50-72.

B (形式Ⅱの場合)

主論文

C (形式Ⅱの場合)

公表論文

- (1) Title of the published article 1 on which the thesis in mainly based.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 98(3) (1998) 100-107.
- (2) Title of the published article 2 on which the thesis in mainly based.
Name(s) of author(s)
..... Letters, 70(1995) 15-18.

D (形式Ⅱの場合)

参考論文

- (1) Title of the reference article 1 to which you contribute.
Name(s) of author(s)
.....Journal, 111(10) (1997) 5-10.
- (2) Title of the reference article 2 to which you contribute.
Name(s) of author(s)
Review of , 8 (1996) 50-72.

(5) 公表論文の共著者からの「承諾書」

承諾書

平成〇〇年〇月〇日

私は、〇〇〇〇により出版された〇〇巻 p p. 〇〇にある論文“〇〇〇〇”を広島大学理学研究科〇〇専攻博士課程後期〇〇〇〇の博士論文の公表論文とすることを承諾します。

署 名 _____

(6) 博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)

博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)

広島大学が博士の学位を授与したときは、学位規則(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)の第八条、第九条及び広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)の第13条及び第14条に基づき、広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)抜粋】	
(学位論文要旨の公表)	
第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。	
(学位論文の公表)	
第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。	
2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。	
3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。	
4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。	

学位申請者氏名	
論文提出先研究科	
論文題目	

問い合わせ先:

① リポジトリ・著作権に関すること

広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画主担当

Tel: 082-424-6228(内線 東広島 6228) Fax: 082-424-6211(内線 東広島 6211)

E-Mail: tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ (HiR) トップページ <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

② 確認書(申請書)・電子ファイル・学位論文審査に関すること

各研究科支援室(学生支援グループ)

③ 特許等に関すること

指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門

Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133

E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は、事務で記入します。

学位記番号	甲 乙	第 号	学位授与年月日	年	月	日
-------	--------	--------	---------	---	---	---

1. 学位論文執筆に係る確認事項		
	☐	研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。
	☐	著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～キを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。） ア 既に公表されている著作物であること イ 「公正な慣行」に合致すること ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること カ 引用を行う「必然性」があること キ 「出所の明示」をすること
	☐	プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）
2. 学位論文申請に係る確認事項		
	☐	共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。
	☐	「学位論文の全文」、「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A(ISO 19005)推奨）とする。
3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項		
<注意事項> 1 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本確認書（申請書）提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したこととなります。 2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。 3 「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から 3 月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から 1 年以内にリポジトリにおいて公表し、リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。		
	☐	学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。
	☐	広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」（以下 A～H）に該当しないこと。 （該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。）
	【広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要）	
	A ☐	立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。
	B ☐	学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第 32 条に定める引用ではなく、同法第 63 条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。
	C ☐	共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。
	D ☐	著作権を譲渡している場合で、著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。
	E ☐	投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。
	F ☐	公表してはいけないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。
	G ☐	投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
H ☐	特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。	
広島大学長 殿 上記の理由（詳細：_____）により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので、申請します。 なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに_____研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。 【公開予定日：20____年____月____日】（☐ 公開予定日は定まらない。）		
（事務で記入） やむを得ない事由の審議結果		20____年____月____日 研究科教授会・代議員会 承認 ☐
4. 申請者署名及び指導教員署名		
学位申請者署名（自署）		20____年____月____日
主指導教員署名（自署） （論文博士の場合、主査等署名）		20____年____月____日

（裏面に必要事項を記入してください。）

学 生 生 活

○学 生 生 活

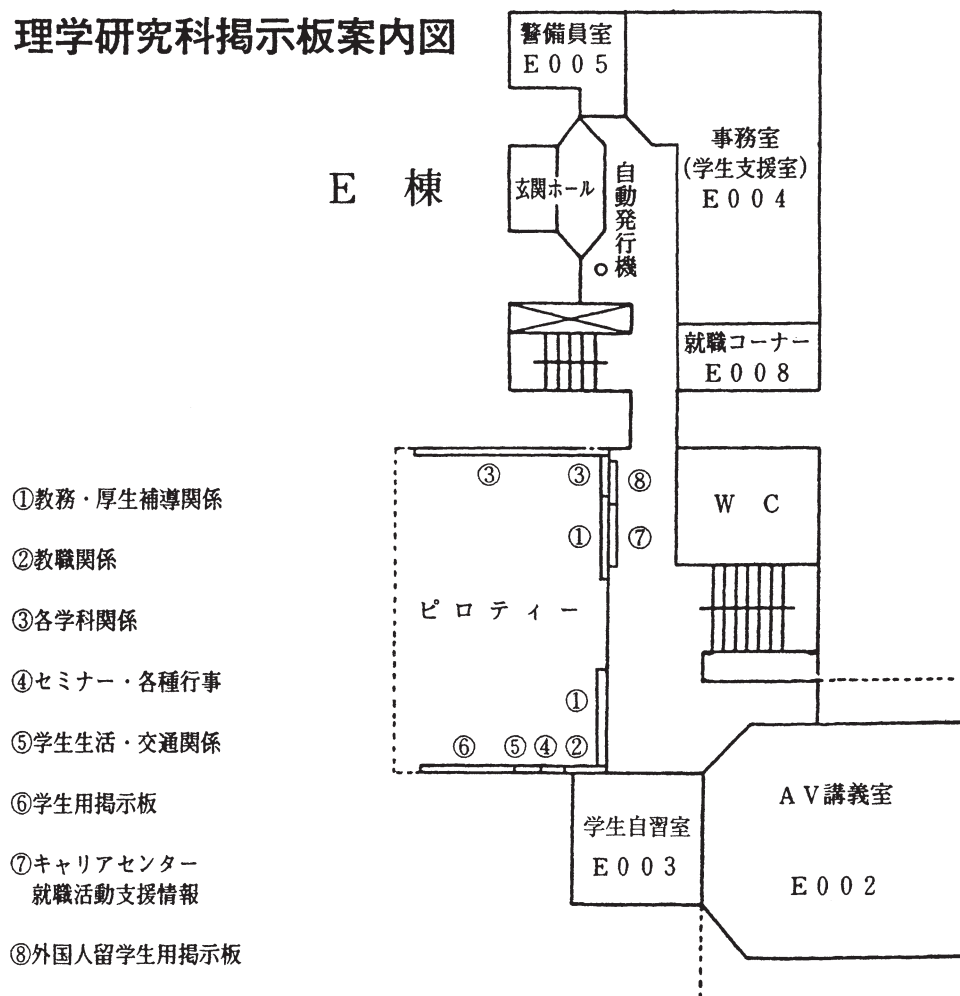
1 学生への連絡・通知等について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「Myもみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「Myもみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。（下記の掲示板案内図 参照）

1. 履修登録期間中の掲示（カリキュラム変更，時間割，時間割変更，履修手続など）
2. ポスターおよびチラシなどの掲示物
3. 授業料納入告知・納入催促，学生定期健康診断などのお知らせ
4. 新入生や編入生に対する掲示→4月末日まで

また，専攻等からの連絡事項については，各学科・専攻の掲示板にも掲示されるので注意してください。

理学研究科掲示板案内図



2 平成26年度の各専攻長について

専 攻	氏 名	棟室名	電話番号	メールアドレス (hiroshima-u.ac.jp 略)	専攻事務室 棟室名 電話番号
数 学	川下 美潮	C601	424-7330	kawasita@math.sci.	B709 424-7350
物 理 科 学	杉立 徹	B206	424-7376	sugitate@	B208 424-7381
化 学	藤原 照文	C403	424-7424	tfuji@sci.	A403 424-7105
生 物 科 学	草場 信	Q202	424-7490	akusaba@	A504 424-7470
地球惑星システム学	須田 直樹	A618	424-7479	nsuda@	A625 424-7469
数理分子生命理学	山本 卓	A406	424-7446	tybig@	A011 424-7325

※メールアドレスは後に続く「hiroshima-u.ac.jp」が省略されています。

※「東広島市」市外から電話するときは、市外局番「082」が必要です。

3 各専攻の大学院チューター名簿について

有意義で充実した学生生活を送るために、不明なことや困ったことが起きた場合は、指導教員又は専攻長若しくは下記のチューターに相談してください。

専 攻	対象学生(入学 年度・博士課程 前期・後期の別)		氏 名	棟室名	電話番号	メールアドレス (hiroshima-u.ac.jp 略)
数 学	26	前期・後期	滝本 和広	C603	424-7332	takimoto@math.sci.
	25	前期・後期	高橋 宣能	C806	424-7383	takahasi@math.sci.
物 理 科 学	26	前期	石川 健一	A203	424-7363	ishikawa@theo.phys.sci.
	26	後期	圓山 裕	C107	424-7386	maruyama@sci.
	25	前期	木村 昭夫	D205	424-7471	akiok@
	25	後期	大川 正典	A204	424-7360	okawa@sci.
化 学	26	前期	井上 克也	C412	424-7416	kxi@
	26	後期	楯 真一	A213	424-7387	tate@
	25	前期	藤原 照文	C403	424-7424	tfuji@sci.
	25	後期	山崎 勝義	B511	424-7405	kyam@sci
生 物 科 学	26	前期・後期	菊池 裕	A311	424-7440	yutaka@
	26	前期・後期	鈴木 克周	A410	424-7455	ksuzuki@
	25	前期・後期	矢尾板 芳郎	M221	424-7481	yaoita@
	25	前期・後期	草場 信	Q202	424-7490	akusaba@
地 球 惑 星 システム学	26	前期・後期	須田 直樹	A618	424-7479	nsuda@
	25	前期・後期	日高 洋	A615	424-7464	hidaka@
数 理 分 子 生 命 理 学	26	前期・後期	山本 卓	A406	424-7446	tybig@
	26	前期・後期	七種 和美	C316	424-7492	未定
	25	前期・後期	中田 聡	C506	424-7409	nakatas@
	25	前期・後期	高橋 美佐	A514	424-7494	mtakahas@sci.

※棟室名の「M」は、附属両生類研究施設を示す。

4 学内の様々な相談施設等について

相 談 内 容 等	相談施設等	内線番号	メールアドレス・URL (hiroshima-u.ac.jp 略)
内科診療, 応急措置 定期健康診断 健康相談(婦人科・泌尿 器科・歯科を含む) 栄養相談 カウンセリング・学生相談 メンタルヘルス相談	保健管理センター (総合科学部北側)	424-6192 424-6186 424-6187	health@ http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/ メンタルヘルス mental@ カウンセリング・学生相談 shinri@
学生による学生のための ナンデモ相談	ピア・サポート・ルーム (学生プラザ4階)	424-6328	peer@ http://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/
留学生相談 海外留学 国際交流ボランティア	国際交流グループ (学生プラザ3階)	424-7129 424-6194	Kokusai-ryugaku@office. http://www.iie.hiroshima-u.ac.jp/
ハラスメント相談	ハラスメント相談室 (中央図書館地下1階)	424-7204	harassos@ http://home.hiroshima-u.ac.jp/harass/index.html
障害学生支援	アクセシビリティセンター (学生プラザ2階)	424-6324	achu@ http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/
キャリア支援, 就職支援 キャリア相談・就職相談 インターンシップ アルバイト・家庭教師	キャリアセンター (学生プラザ2階)	424-6989 424-6165	career-group@office. http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/
学生生活全般	学生生活支援グループ (学生プラザ3階)	424-6145	gakusei-senmon@office.

※詳細については、広島大学ホームページ(<http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html>)のトップページから →「教育・学生生活」→該当項目 をご覧ください。

5 広島大学学生情報システム「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」(以下、「もみじ」とします。)は、広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報等、誰でも自由に閲覧可能な「もみじTop」と、広大ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

以下に「もみじ」に関する注意事項を示します。

(1) 広大IDと広大パスワード

「My もみじ」を安全に利用するために、広大IDと広大パスワードを使用します。これらは他人に知られないようにしてください。第三者による成績などの個人情報の参照や履修登録科目の書き換えなどを防ぐためです。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は設定された期間に履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「My もみじ」の掲示などでお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。シラバスを参照することもできます。

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による連絡などに利用するため、変更などがあつた際には速やかに届け出てください。メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク(HINET2007)からアクセスしている場合は「My もみじ」上で変更可能です。

(5) 成績情報

学生は各自の成績を参照することができます。

(6) アンケート

パソコンで簡単に回答できるアンケート機能があります。学生生活に関する調査や、授業改善につながる授業評価アンケート等が行われます。

(7) 進路・就職

進路・就職に関する情報(進路希望入力、就職活動入力、進路決定入力)を入力する必要があります。求人や就職先の情報などを入手することもできます。

(8) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」には、学内外のネットワークに繋がったパソコンからログインできます。学籍情報、成績情報等の参照は学内ネットワークに限定されています。また、**掲示**、**休講補講教室変更**、**試験情報**には携帯電話からもアクセスできます。

(9) 「My もみじ」の利用可能時間について

「もみじ」は 24 時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「My もみじ」の掲示や「もみじ Top」の「システム管理者からのお知らせ」等で通知します。

(10) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に記載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

6 学生関係の事務窓口等について

証明書自動発行機は、学生証と広大パスワードが必要です。

証明書・申請書類等	窓口等	申請期日・連絡先	留意事項
在学証明書	証明書自動発行機	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、12/29～1/3 を除く)	希望進路登録者のみ発行 定期健康診断の受診者のみ発行 学割証は年間 20 枚まで
学業成績証明書			
修了見込証明書			
健康診断証明書			
学割証(旅客運賃割引)			
授業料免除等	学生生活支援 グループ (学生プラザ3階)	424-6163,6138	詳細はホームページ参照
奨学金		424-6167,6169	
保険関係業務		424-6166,6168	
学生宿舍		424-5794	詳細はホームページ参照
課外活動		424-6147	

就職情報の提供 就職・進路相談 アルバイト 家庭教師	キャリアセンター (学生プラザ2階)	424-6989 424-6165	詳細はホームページ参照
休学・退学・留学	理学研究科 学 生 支 援 室 (E棟004号室)	その都度 424-7318,7309	指導教員とご相談ください
住所・電話等の変更 父母住所等の変更			
通学証明書			
学生証の再発行			写真を持参してください
東広島キャンパスの 構内駐車証(有料)		4月上旬(10月上旬)	交通安全講習会の受講が条件となっています。
事件・事故の報告		その都度	事件等対応マニュアル参照
履修登録	学生情報システム 「My もみじ」	履修登録期間内	
希望進路登録		1年次の10月末まで	希望進路が入力されていないと「修了見込証明書」は発行されません。
確定進路登録		進路が内定次第	

※詳細については、**広島大学ホームページ**(<http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html>)のトップページから →「教育・学生生活」→該当項目 をご覧ください。

7 学生教育研究災害傷害保険(学研災)+付帯賠償責任保険について

学研災は、平成22年度入学生より保険料が大学負担の全員加入となります。

なお、学研災付帯賠償責任保険については、教育実習、介護体験活動、インターンシップおよび他大学・研究所等で実験を行う場合、この保険への加入が条件になっていることがありますので、全員加入するようにしてください。(保険料は各自自己負担)

8 構内駐車証の申請および交通規制について

自動車等で入構しようとする学生は、パスカード及び構内駐車証(有料)の申請を行ってください。その際、毎年4月又は10月に実施される交通安全教育講習会を受講する必要があります。

また、東広島キャンパス並びにその周辺における交通の安全、災害及び騒音の防止等を図り、教育環境を保持するため「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する実施細則」が設けられています。構内における交通ルール等を守ってください。(構内交通に関する規定は諸規程の「東広島キャンパスの構内交通に関する細則」を参照してください。)

9 事件・事故の報告について

事件・事故(交通事故を含む)に関わった場合には、速やかに学生支援室及び指導教員に報告してください。

- 大学周辺で悪質な事件が増えています。特に夜間は注意してください。
- 学生が被害に遭う悪質商法、クレジットやキャッチセールスなどの勧誘にも注意してください。
- 交通事故を起こしたら事後のトラブル防止のためにも必ず警察に届け出てください。

10 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講としかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

諸 規 程

1 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

- 第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

- 第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

- 第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

- 第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

- 第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

- 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入學を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入學を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入學を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願い出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願い出た者

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願い出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願い出た者については、選考の上、再入学として入學を許可することができる。

3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学金 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入学金の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学金の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880

理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	100	9,964

2 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。))へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を履修するものをいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。))又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。))

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生を受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。
- (派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

- 第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

3 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

4 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

5 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

6 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。))における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる
- ③ 場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の可否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)
この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。
- 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について
- 指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

8 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
 - (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
 - (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 12 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

- 第 4 条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
 - 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
 - 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

- 第 5 条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。
- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - (1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、
広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、
授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1
に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請
書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受け
なければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由
が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関
し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困
難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規
定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予するこ
とができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

9 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結している、又はその保険の被保険者となっている者で、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

- (3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者
- (5) 所用のため構内を訪れる外来者
- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の交付申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあつては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし、4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
 - (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。
- (経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分		利用者負担金
1	第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1)	1年	7,000円

(2)	半年	3, 500 円
(3)	1 ヶ月	1, 000 円
2	第 4 条第 4 号又は第 5 号に該当する者	無料
3	第 4 条第 6 号又は第 7 号に該当する者	500 円
4	パスカード再発行(1 枚)	500 円

4 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 8 号に該当する者で期間が 1 週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。

5 既納の利用者負担金は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を返還する。この場合において、返還に際し必要となった銀行口座への振込手数料は当該納付を行った者の負担とする。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げたとき 納付した額

(2) 第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号に定める構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となったとき 納付した額

(3) 錯誤による納付があったとき 第 3 項及び第 4 項に定める利用者負担金の額を超えて納付した額

(4) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却したとき 納付した額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。

ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。

(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車

(4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車

(5) その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)

この細則は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

10 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第 8 条 研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第 12 条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和 51 年広島大学規程第 1 号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条

第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

広島大学研究生規則理学部取扱内規

(趣旨)

第1条 この取扱内規は、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、理学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日が学期の中途とすることができる。

(願い出期限の特例)

第3条 願い出期限は、研究開始日の15日前までとする。

11 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
 - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
 - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学大学院理学研究科における外国人研究生の入学時の取扱いに関する申合せ

平成24年1月23日

研究科長決裁

広島大学大学院理学研究科における外国人研究生の入学時の取扱いに関する
申合せ

第1 この申合せは、「外国人研究生の入学時等の取扱いについて（平成23年11月1日平和・国際室）」（1）入学時①における、研究指導を受ける際の「コミュニケーション能力」について、客観的評価（定量評価できるTOEICや日本語検定試験等の成績又は受験）に基づく審査に関し、広島大学大学院理学研究科における取り扱いを定めるものとする。

第2 広島大学大学院理学研究科に外国人研究生として志願する者は、広島大学外国人研究生規則第3条に定める出願書類等のほか、客観的評価ができる語学力を示すスコアシート等を提出しなければならない。

第3 客観的評価ができる語学力を示すスコアシート等とは、次のテスト等の成績とし、いずれか1通以上を提出するものとする。

- (1) TOEIC®テスト
- (2) TOEFL®テスト
- (3) 日本語能力試験
- (4) その他(1)～(3)に準ずるテスト等

附 則

この申合せは、平成24年1月23日から施行する。

12 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願出しなければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は，平 24 年 8 月 30 日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

13 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第7号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～

79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，この取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は，平成23年4月1日から適用する。

15 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

(長期履修の期間)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

16 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

17 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

18 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院
1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動
2 を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各
3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の
4 上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとす
5 る。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時
6 にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。
8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。